

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	47,000,000
計	47,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年2月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	11,844,000	11,844,000	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	11,844,000	11,844,000		

(注) 「提出日現在発行数」には、平成18年2月1日からこの半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権等の権利行使を含む。）により増加した株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の残高等は次のとおりであります。

第7回無担保社債(新株引受権付)(平成12年9月12日発行)

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株引受権の残高	736,000千円	同左
行使価格	1,507円	同左
資本組入額	754円	同左

(注) 1 新株引受権の残高とは、付与された新株引受権から被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の残高であります。

2 行使価額は、当社が新株引受権付社債発行後、行使価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合および株式分割の場合は、次の算式により調整されるものといたします。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使} \\ \text{価 額} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調 整 前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当り} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行株式数} \end{array}}$$

なお、合併、資本の減少、株式の併合、その他本新株引受権の要項に定める一定の場合にも調整されるものとし、いかなる場合においても行使価額は当社額面普通株式の額面金額を下回らないものといたします。

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの新株引受権を発行している。

平成13年 8月29日の株主総会特別決議

(平成13年10月10日の取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年 1月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	21,800株	同左
新株予約権行使時の払込金額	1,539円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年9月1日～ 平成18年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)	発行価額 1,539円 資本組入額 770円	同左
新株予約権行使の条件	取締役はその退任日、従業員はその退職日をもって新株引受権を喪失する。 (但し、引き続き当社の取締役または従業員である場合を除く) 対象者の相続人による本件新株引受権の行使は認めないものとする。 対象者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株引受権の行使によって発行される株式の発行価額が、一暦年間合計額で1千万円を超えてはならない。 その他の新株引受権行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、対象者との間で締結する新株引受権与契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。	同左

(注) 時価を下回る価額で新株を発行しようとするときは、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることいたします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による株式数}}$$

また、権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることいたします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの新株発行予定残数等は次のとおりであります。

平成14年8月25日の株主総会特別決議
(平成15年5月30日の取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数	2,015個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	201,500株	同左
新株予約権行使時の払込金額(注)	643円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年5月30日～ 平成24年5月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 643円 資本組入額 322円	同左
新株予約権行使の条件	新株予約権の全部または一部につき行使することができるものとします。 その他の条件については、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す契約を新株予約権の割り当てを受けるものとの間で締結するものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使ならびに新株引受権の行使による場合を除く)が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

平成15年8月24日の株主総会特別決議
(平成16年5月31日の取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数	1,253個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	125,300株	同左
新株予約権行使時の払込金額(注)	1,327円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年5月31日～ 平成25年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,327円 資本組入額 664円	同左
新株予約権行使の条件	新株予約権の全部または一部につき行使することができるものとします。 その他の条件については、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す契約を新株予約権の割り当てを受けるものとの間で締結するものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使ならびに新株引受権の行使による場合を除く)が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

平成16年8月21日の株主総会特別決議
 (平成17年5月31日の取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数	262個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	26,200株	同左
新株予約権行使時の払込金額(注)	857円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年5月31日～ 平成22年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 857円 資本組入額 429円	同左
新株予約権行使の条件	新株予約権の全部または一部につき行使することができるものとします。 その他の条件については、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す契約を新株予約権の割り当てを受けるものとの間で締結するものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使ならびに新株引受権の行使による場合を除く)が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年11月30日	-	11,844,000	-	1,706,500	-	1,028,164

(4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	平成17年11月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
石橋博良	千葉県千葉市緑区あすみが丘6-15-3	2,634,000	22.23
株式会社ダブリュー・エヌ・ アイ・インスティテュート	千葉県千葉市緑区あすみが丘6-15-3	1,700,000	14.35
ステートストリートバンク 505060 (注1) (常任代理人 みずほコーポレート銀行)	イギリス国ロンドン 東京都中央区日本橋兜町6-7	1,285,000	10.84
ヤフー株式会社	東京都港区六本木6-10-1	450,000	3.79
ウェザーニューズ従業員持株会	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデン	303,500	2.56
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区京橋2丁目14-1	288,000	2.43
石橋忍子	千葉県千葉市緑区あすみが丘6-15-3	230,000	1.94
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	180,000	1.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	180,000	1.51
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦3丁目21-24	180,000	1.51
計		7,430,500	62.73

(注) 1 ステートストリートバンク505060は、ジェイエスアンドエスホールディングスインクの株主名義人であり、提出日現在、当中間会計期間末に主要株主であったジェイエスアンドエスホールディングスインクから関東財務局に提出された変更報告書により、同社が所有株式の一部を売却(報告義務発生日 平成18年1月17日)したことにより主要株主から外れ、その後、全所有株式を売却(報告義務発生日 平成18年2月16日)した旨の報告を受けております。

2 株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行は平成18年1月1日付けで合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行に社名を変更しております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 117,300		自己株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,726,500	117,265	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 200		
発行済株式総数	11,844,000		
総株主の議決権		117,265	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式 1,100株(議決権11個)が含まれております。

【自己株式等】

平成17年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウェザーニューズ	東京都港区芝3-1-14 日本生命赤羽橋ビル	117,300		117,300	0.99
計		117,300		117,300	0.99

(注) 平成18年2月15日開催の当社取締役会の決議により、平成18年2月16日に自己株式(当社普通株式) 874,500株(取得価額662,871千円)を取得しております。これにより「自己名義所有株式数」は当該取得株式数増加し、「所有株式数の合計」は991,800株、「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は8.37%となります。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	807	760	767	771	785	777
最低(円)	715	727	691	720	700	733

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価であります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。